

訪問看護

介護予防訪問看護

訪問看護リハビリステーション葵

当施設は介護保険の指定を受けています。

(愛媛県指定 第 3860292634 号)

(四国厚生支局定 第 02-9263-4 号)

重要事項説明書

重要事項説明書

1. 設置者

法人の名称	社会医療法人 生きる会
法人の所在地	愛媛県今治市南大門町2丁目5番地3
代表者名	理事長 小堀 陽一郎

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護リハビリステーション葵
事業の種類	訪問看護 介護予防訪問看護
事業所の所在地	愛媛県今治市郷新屋敷町2丁目6番5号
事業者番号	3860292634 (医療 02-9263-4)
管理者名	児玉 明子
電話番号	(0898) 52-8080
FAX	(0898) 52-8081
実施地域	今治市(島しょ部は除く)
提供するサービスの第三者評価	無

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

3. 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態、要支援状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービスを提供し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能向上を目的とする。

(2) 運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援するものとする。事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

4. 営業日

営業日	月～金
営業時間	受付時間：午前8時30分～午後5時30分 電話などにより24時間連絡可能な体制とする。
定休日	土、日及び年末年始12月30日～1月3日

緊急の際は曜日時間常問わず52-8080まで。転送されるので、出ないから切るのではなくずっと鳴らし続けてください。

5. 職員体制

管理者	看護師 児玉 明子
看護師	常勤3名（うち兼務1名） 非常勤 1名（うち兼務1名）
准看護師	常勤0名（うち兼務0名） 非常勤0名（うち兼務0名）
理学療法士	常勤0名（うち兼務0名） 非常勤 1名（うち兼務0名）
作業療法士	常勤0名（うち兼務0名） 非常勤 1名（うち兼務0名）

1 管理者

管理者は、ステーションの従業者を指導監督し、関係機関との連携を図り、設備・物品の衛生管理を行い緊急時の対応をするなど、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

2 看護職員

かかりつけの医師の指示により、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を作成し訪問看護を担当する。

3 理学療法士、作業療法士

かかりつけの医師の指示により、訪問看護計画書及び報告書を作成し、在宅におけるリハビリテーションを担当する。

6. 担当職員の変更

①いつでも担当の訪問看護職員の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

②当事業所は、担当の訪問看護職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問看護職員を変更することがあります。その場合には、事前に利用者様又はご家族の了解を得ます。

7. 利用料

利用者負担金は、料金の利用者負担割合に応じた額となります。ただし、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い（いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後市町から費用の一部の払い戻しを受ける方法）をご希望の場合は、お申し出ください。

島しょ部に関してかかる有料道路料金は別途実費を請求致します。

今治市外の訪問に関しては通常の実施地域から片道1km越えるごとに10円いただきます。

(1) 介護保険 (1割ご負担の場合)

*看護師が訪問する場合 (准看護師の場合 1割減算となります)

利用時間等	基本料金	利用者負担金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	3140円	314円	393円	471円
30分未満	4710円	471円	589円	707円
30分以上1時間未満	8230円	823円	1029円	1235円
1時間以上1時間30分未満	11280円	1128円	1410円	1692円
理学療法士等による訪問 (1回あたり20分)	2940円	294円		

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

○サービスの加算料金

加算項目	料金	利用者負担金	
サービス提供体制強化加算イ及びロ	60円	6円	
サービス提供体制強化加算ハ	500円	50円	
特別管理加算 (I) (月1回)	5000円	500円	
特別管理加算 (II) (月1回)	2500円	250円	
緊急時訪問看護加算 (月1回)	5740円	574円	
訪問看護ターミナルケア加算	25000円	2500円	
初回加算	3000円	300円	
退院時共同指導加算	6000円	600円	
看護・介護職員連携強化加算	2500円	250円	
処遇改善加算		所定単位数 × 1.8%	
複数名訪問加算 (I) (看護師2名)	所要時間30分未満の場合	2540円	254円
	所要時間30分以上の場合	4020円	402円
複数名訪問加算 (II) (看護師1名、看護補助者1名)	所要時間30分未満の場合	2010円	201円
	所要時間30分以上の場合	3170円	317円

(2) 介護保険 (2割ご負担の場合)

*看護師が訪問する場合 (准看護師の場合 1割減算となります)

利用時間等	基本料金	利用者負担金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	3140円	628円	786円	942円
30分未満	4710円	942円	1178円	1414円
30分以上1時間未満	8230円	1646円	2058円	2470円
1時間以上1時間30分未満	11280円	2256円	2820円	3384円
理学療法士等による訪問 (1回あたり20分)	2940円	588円		

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

○サービスの加算料金

加算項目		料金	利用者負担金
サービス提供体制強化加算(イ及びロ)		60円	12円
サービス提供体制強化加算(ハ)		500円	100円
特別管理加算(Ⅰ)(月1回)		5000円	1000円
特別管理加算(Ⅱ)(月1回)		2500円	500円
緊急時訪問看護加算(月1回)		5740円	1148円
訪問看護ターミナルケア加算		25000円	5000円
初回加算		3000円	600円
退院時共同指導加算		6000円	1200円
看護・介護職員連携強化加算		2500円	500円
処遇改善加算		所定単位数 × 1.8%	
複数名訪問加算(Ⅰ) (看護師2名)	所要時間30分未満の場合	2540円	508円
	所要時間30分以上の場合	4020円	804円
複数名訪問加算(Ⅱ) (看護師1名、看護補助者1名)	所要時間30分未満の場合	2010円	402円
	所要時間30分以上の場合	3170円	634円

(3) 介護保険(3割ご負担の場合)

*看護師が訪問する場合(准看護師の場合1割減算となります)

利用時間等	基本料金	利用者負担金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	3140円	942円	1179円	1413円
30分未満	4710円	1413円	1767円	2121円
30分以上1時間未満	8230円	2469円	3087円	3705円
1時間以上1時間30分未満	11280円	3384円	4230円	5076円
理学療法士等による訪問(1回あたり20分)	2940円	882円		

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

○サービスの加算料金

加算項目		料金	利用者負担金
サービス提供体制強化加算(イ及びロ)		60円	18円
サービス提供体制強化加算(ハ)		500円	150円
特別管理加算(Ⅰ)(月1回)		5000円	1500円
特別管理加算(Ⅱ)(月1回)		2500円	750円
緊急時訪問看護加算(月1回)		5740円	1722円
訪問看護ターミナルケア加算		25000円	7500円
初回加算		3000円	900円
退院時共同指導加算		6000円	1800円
看護・介護職員連携強化加算		2500円	750円
処遇改善加算		所定単位数 × 1.8%	
複数名訪問加算(Ⅰ) (看護師2名)	所要時間30分未満の場合	2540円	762円
	所要時間30分以上の場合	4020円	1206円
複数名訪問加算(Ⅱ) (看護師1名、看護補助者1名)	所要時間30分未満の場合	2010円	603円
	所要時間30分以上の場合	3170円	951円

- ・サービス提供体制強化加算イ及びロは、看護師等ごとに研修計画を作成し、研修を実施又はその実施を予定している、利用者に対する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした定期的な会議の開催を行っている、全ての看護師等に対し健康診断等を定期的実施している、当該事業所における職員のうち勤続年数3年以上の看護師等が占める割合が30%以上である場合に1回につき6単位を加算します。
 - ・サービス提供体制強化加算ハは上記の要件（サービス提供体制強化加算イ及びロ）を満たしたうえで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合に1月につき50単位を加算します。
 - ・特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護事業所が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、1月につき特別管理加算（Ⅰ）または特別管理加算（Ⅱ）を加算します。
 - ・緊急時訪問看護加算は指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者またはその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。
 - ・ターミナルケア加算は在宅で死亡した利用者に対して、利用者又はその家族の同意を得て、その死亡日の前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む）に加算します。
 - ・初回加算は新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回もしくは初回の指定訪問看護を行った日の属する月に指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算します。
 - ・退院時共同指導加算は入院中または入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等が退院時共同指導を行った後に、退院又は退所後、初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、退院又は退所につき1回に限り加算します。初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しません。
 - ・看護・介護職員連携強化加算は指定訪問介護事業所と連携し、訪問介護員等が利用者に対し、特定行為業務を円滑に行なうための支援を行った時に1月に1回に限り加算します。
 - ・長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算します。
 - ・複数名訪問看護加算（Ⅰ）は、利用者又はその家族の同意を得て、2人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。
 - ・複数名訪問看護加算（Ⅱ）は、利用者又はその家族の同意を得て、看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合に加算します。看護補助者とは、訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行う者のことを想定しており、資格は問いません。秘密保持や医療安全等の観点から、訪問看護事業所に雇用されている者が訪問する場合に加算します。
- *なお、健康保険の場合は、診療報酬告示上の額とします。

(3) エンゼルケア料（介護保険外） 10,000円を請求致します。

(4) キャンセル料

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、至急事業所までご連絡ください。キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて下記によりキャンセル料を請求させていただきます。ただし利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求致しません。

① 前日までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です
② 12時間前までにご連絡の場合	介護報酬告示上の額の50%
③ 12時間前までにご連絡のない場合	介護報酬告示上の額の70%

(5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月20日までに請求しますので、30日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

(6) 保険給付のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申し出下さい。

8. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置致します。

① 当事業所の相談苦情連絡窓口

TEL：(0898) 52-8080

担当部署：訪問看護リハビリステーション葵

担当者：児玉 明子

受付時間：午前8：30～午後5：30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受け付けております

②行政機関等

当事業所以外に下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

※行政機関その他苦情受付機関

受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

◎愛媛県国民健康保険団体連合会

電話 089-968-8800

◎今治市介護保険課

電話 0898-36-1526

9. 提供するサービスの内容

(1) 訪問看護計画書の作成

主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。

(2) 訪問看護の提供

- ① 病状・障害・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ④ 療養上の世話
- ⑤ 褥創の予防・処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の助言
- ⑨ カテーテル等の交換・管理
- ⑩ ターミナルケア
- ⑪ その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置

10. 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

11. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの連絡基準		

12. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、愛媛県、市町、利用者の家続、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

13. その他運営に関する重要事項

その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

1. 事業所は、従業員の資源の向上のために研修の機会を設ける。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者又はその他の家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人生きる会が定めるものとする。
5. 利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を、整備し、その完結の日から5年間保存する。

当事業所は、利用者に対する訪問看護及び介護予防訪問看護の提供開始に際し、利用者及びその家族に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

訪問看護及び介護予防訪問看護
訪問看護リハビリステーション葵

説明者
職名 _____

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明と交付を受け、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供開始に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人（身元引受人）	住所	
（続柄： ）	氏名	印

個人情報使用同意書

訪問看護リハビリステーション葵

1. 使用目的

私及び家族の個人情報は、医療機関・居宅サービス担当者会議・介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合は、使用する事に同意します。

2. 条件

情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

訪問看護リハビリステーション葵 殿

令和 年 月 日

利用者	住所	〒
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	(続柄：) 印